

構造基準判定シート

特定施設の名称：

該当項目に回答してください、構造基準、点検内容(点検シート)がわかります。

はい:1、いいえ:2
を入力してください。

1. 施設本体の床面及び周囲について

(1) 施設を設置した下の階から、漏えいを日常的に点検が可能である。		A-1
↓ いいえの方のみ		
(2) 施設下の床面はコンクリート、タイル等の不浸透性の素材である。 (有害物質によっては耐薬品性、不浸透性材質で被覆が必要) 又は同等以上の措置を講じている。		A-2
↓ いいえの方のみ		
(3) 施設周囲の床面はコンクリート、タイル等の不浸透性の素材であり、 (有害物質によっては耐薬品性、不浸透性材質で被覆が必要) 次の①又は②に該当する。 ①漏えい等の検知装置が設置されている、又は同等以上の措置を講じている。 ②施設設置の床面が目視により漏えいの確認ができる。		B
施設本体、床面及び周囲について点検基準は		です

※ (2) 又は (3) に該当する場合は防液堤等を設置が必要となります。
(防液堤：防液堤、側溝、ためます、ステンレス鋼受皿又は同等以上の機能の装置)

2. 地上配管について

(1) 次の①～③の全てに該当する。 ①漏えい防止に必要な強度を有している。 ②有害物質により容易に劣化するおそれがない。 ③腐食するおそれがある場合は外面に腐食防止措置を講じている。		A
↓ いいえの方のみ		
(2) 床面から離して設置され、目視により容易に漏えいの有無の確認が可能である。		A
↓ いいえの方のみ		
(3) 目視により、漏えいの有無の確認が可能である。		B
地上配管について点検基準は		です

地下配管について

3. トレンチの中に設置している場合

(1) トレンチ底面、側面がコンクリート、タイル等の不浸透性の素材である。 (有害物質によっては耐薬品性、不浸透性材質で被覆が必要) 又は同等以上の措置を講じている。		A-1
---	--	-----

トレンチの中に設置していない場合

(2) 次の①～③の全てに該当する ①漏えい防止に必要な強度を有している ②有害物質により容易に劣化するおそれがない ③腐食するおそれがある場合は外面に腐食防止措置を講じている 又は同等以上の措置を講じている。		A-2
↓ いいえの方のみ		
(3) 漏えい等を検知するための装置又は流動の変動を計測するための装置を設置している、又は同等以上の措置を講じている。		B-2
地下配管について点検基準は		です

4. 排水溝等

(1)	次の①～③の全てに該当する。 ①漏えい防止に必要な強度を有している。 ②有害物質により容易に劣化するおそれがない。 ③腐食するおそれがある場合は外面に腐食防止措置を講じている。		A
↓ いいえの方のみ			
(2)	漏えい等を検知するための装置又は流動の変動を計測するための装置を設置している。		B
排水溝について点検基準は			です

当施設の基準は

基準	施設本体	床面	地上配管	地下配管	排水溝等

同等以上の措置について

同等以上の措置について下記に例示いたします。

構造基準	同等以上の措置	点検
1. (1) 床面	有害物質を含む水の漏えいの点検が確実に実施され、定期的な内部点検を行っている。(消防法に基づき設置される製造所等)	1週間～1月に1回以上
1. ※ 防液堤	ポンプ設備や吸収マット等によって流出させない設備及び体制が整っている。	1週間～1月に1回以上
1. (3) 漏えい検知装置	施設本体側で漏えい防止措置、点検体制が整っている。	1年に1回以上
3. (1) トレンチ	雨水専用U字溝の空きスペースに配管を配置している。浸透防止できる受け皿様のものを設けている。	1年に1回以上
3. (2) 配管の強度、耐劣化	保護管(さや管)を設置し二重構造にし、配管からの漏えいを確認できる構造である。	1年に1回以上
3. (3) 漏えい検知装置、流動変動計測器	配管内部をコーティングしたり、保護管を設置し二重構造にし、配管からの漏えいを確認できる構造である。	1年に1回以上

地下水汚染未然防止に係る点検事項等

事業所名

有害物質使用特定施設の名称	設置場所	有害物質

基準	施設本体	床面	地上配管	地下配管	排水溝等

点検項目	点検年月日		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
		点検頻度												
施設本体	ひび割れ、亀裂、損傷その他の異常													
	有害物質を含む水の漏えい													
床面・周囲	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常													
	防液堤等のひび割れその他の異常													
	床下(下階)への有害物質を含む水の漏えい													
地上配管	亀裂、損傷その他の異常													
	有害物質を含む水の漏えい													
地下配管	亀裂、損傷その他の異常													
	有害物質を含む水の漏えい													
	トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常													
	内部圧力又は水位の変動若しくは有害物質を含む水の漏えい													
排出溝等	ひび割れ、被覆の損傷その他の異常													
	有害物質を含む水の地下への浸透													
備考	措置内容等													
点検者														
責任者														

※点検頻度は示した頻度以上行うこと。また、点検の方法、同等以上の効果を有する措置を行っている場合はこの限りではない。
 ※措置や修理を行った場合は別紙に取りまとめ、一緒に保管すること。